

章 項目	エリア区分又は取組の項目	
	主な取組	関係課
1 県土の エリアに 即した 取組	(1) 丹沢エリア P26～28	
	ブナ林等自然林の保全・再生対策の推進	水源環境保全課、自然環境保全課、 自然環境保全センター
	地域特性に応じた森林整備の推進	水源環境保全課、森林再生課
	ニホンジカの管理	自然環境保全課、自然環境保全センター、 水源環境保全課
	自然公園の適正利用の推進	自然環境保全課、自然環境保全センター、 水源環境保全課
	(2) 箱根エリア P29～30	
	自然公園の適正利用の推進	自然環境保全課、自然環境保全センター
	地域特性に応じた森林整備の推進	水源環境保全課、森林再生課
	ニホンジカ・ニホンザルの管理	自然環境保全課、自然環境保全センター
	(3) 山麓の里山エリア P31～33	
	里地里山の保全等の促進	農地課
	農業の有する多面的機能の発揮の促進	農地課、農業振興課、農業技術センター
	野生鳥獣との棲み分け	自然環境保全課、自然環境保全センター
	地域特性に応じた森林整備の推進	水源環境保全課、森林再生課
	自然公園の施設整備の推進	自然環境保全課、自然環境保全センター
	都市公園の整備及び管理運営	都市公園課
	(4) 都市・近郊エリア P34～35	
	都市公園の整備及び管理運営	都市公園課
	トラスト制度などによる緑地の保全	自然環境保全課
	里地里山の保全等の促進	農地課
	農業の有する多面的機能の発揮の促進	農地課、農業振興課、農業技術センター
	アライグマ防除対策の推進	自然環境保全課
	(5) 三浦半島エリア P36～37	
	地域制緑地やトラスト制度による緑地の保全	自然環境保全課、都市公園課
	都市公園の整備及び管理運営	都市公園課
	地域資源を生かした自然とのふれあいの推進	自然環境保全課、都市公園課、農地課、 水産課
農業の有する多面的機能の発揮の促進	農地課、農業振興課、農業技術センター	
アライグマ防除対策等の推進	自然環境保全課	

	(6) 河川・湖沼及び沿岸エリア P38～40	
	自然環境に配慮した川づくり	河港課、水源環境保全課
	総合的な土砂管理と海岸の保全	河港課
	沿岸域の環境保全	水産課、水産技術センター
	持続可能な水産業の推進	水産課、環境課
	水域の生態系保全に関する調査研究	水産課、水産技術センター
2 生物多様性の保全に資する広域的な取組	(1) 広域的な緑地保全を通じた生態系の多様性の保全 P41～55	
	広域的な緑地保全の方向性	自然環境保全課 (保安林、都市公園、生産緑地地区は、それぞれ水源環境保全課、都市公園課、農地課)
	緑の基本計画による生態系の保全	自然環境保全課、都市公園課
	(2) 野生鳥獣との共存を目指した取組 P56	
	野生鳥獣との棲み分け	自然環境保全課、自然環境保全センター
	ニホンジカ・ニホンザル・イノシシの管理	自然環境保全課、自然環境保全センター
	(3) 外来生物の監視と防除 P56	
	自然環境保全課	
	(4) 生物多様性への負荷を軽減する取組 P57	
	神奈川県土地利用調整条例に基づく適切な開発調整	土地水資源対策課、自然環境保全課
	神奈川県環境影響評価条例に基づく環境影響評価	環境課
	みどりの協定実施要綱に基づく開発時の緑地面積の確保	自然環境保全課
	環境保全型農業の推進	農業振興課、農業技術センター
	水産資源の適切な管理の推進	水産課、水産技術センター
	3 生物多様性の保全のための行動の促進	(1) 生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と発信 P58
生物多様性に関する情報サイトの整備		自然環境保全課
生きものの生息・生育基盤情報の収集と活用		自然環境保全課、自然環境保全センター、 生命の星・地球博物館
(2) 多様な主体による取組の促進 P59		
生物多様性への配慮・保全活動情報の収集と活用		自然環境保全課
県民、企業、市町村等による取組への支援		自然環境保全課
かながわのナショナル・トラスト運動の推進		自然環境保全課
県民参加による自然環境保全活動の推進		自然環境保全課、自然環境保全センター、 水源環境保全課
(3) 環境学習・教育の推進 P59～60		
学校における環境学習・教育の推進		高校教育課、子ども教育支援課、総合教育センター、環境課
地域における環境学習・教育の推進		自然環境保全課、自然環境保全センター、 生命の星・地球博物館、環境科学センター
小網代の森における自然観察会などの実施	自然環境保全課	

用語集

【ア行】

用語		解説
ア	赤潮	プランクトンが異常に増殖して、海水が変色する現象で、魚介類に被害が出ることもあります。
ア	アライグマ	<p>ネコ目アライグマ科アライグマ属に属し、学名は <i>Procyon lotor</i>。 近類のカニクイアライグマの学名は、<i>Procyon cancrivorus</i> で、国内では、この2種を総称してアライグマとすることが多いです。 北米及び中南米が原産地で、ペット等として日本に輸入され、飼われていたものが逃げたり、捨てられたりして野生化しました。 県内では、野生化したアライグマによるスイカ、トウモロコシ等の農作物への食害や、人家へ侵入して天井裏を糞尿で汚す等の生活被害が平成10年頃から発生しています。 また、トウキョウサンショウウオ、アカテガニ等の希少な野生生物に対する捕食の影響も指摘されています。</p>
イ	磯焼け	海藻が、アイゴなど藻食性の魚やガンガゼというウニによる食害、栄養塩類の不足など種々の環境変化によって枯死し、磯が焼け野原のようになる現象です。
イ	遺伝的なかく乱	近縁な種の間で交雑がおこり、遺伝的に違った種に置き換わったり、同一種の他地域個体の移入により地域集団と交配することにより在来の遺伝子集団が消滅してしまうことを指します。
エ	エコロジカルネットワーク	生きものの生息地と、その生息地同士を結ぶ移動経路から構成される生態的なネットワークのことです。生息地同士を移動経路でつなげることにより、生態系の回復や生物多様性の保全を図ることが期待できます。
エ	NbS (Nature-based Solutions)	<p>Nature-based Solutions の頭文字をとったもので、日本語では「自然を活用した解決策」と訳されます。 例えば都市の浸水被害を防ごうとする時、人工構造物で防災対策を行うことも可能ですが、大雨を緑地に貯留・浸透させるなど、自然の機能を活用した解決策も考えられます。人工構造物による解決策は、確実な効果が見込めつつも、水の排出、貯留といった単機能の効果にとどまる一方、緑地など NbS を用いた場合、効果は緩やかながら平常時には憩いの場や生物多様性を育む場となり、猛暑や強風などの気候を緩和し、雨水浸透によりヒートアイランド化を防ぎ、別の地点の湧水を保全する、など、多様な問題を緩やかに同時解決できる点が注目されています。 (関連 → P54 「グリーンインフラ」)</p> <p>神奈川県においては、丹沢大山の森林を再生させることが、生物多様性をはじめ、都市部の水道水源の確保や登山などのレクリエーション、景観の向上にもつながっていますが、これも一種の NbS です。</p>

【ア行】（前ページからの続き）

用語		解説
オ	OECM	<p>Other effective area-based conservation measures（その他の効果的な地域をベースとする手段）の頭文字をとったもので、法令で規制されていないなくとも、民間等の取組により実質的に生物多様性保全に貢献している地域です。</p> <p>OECM となり得る地域としては、企業の森林やビオトープ、里地里山、社寺林、都市公園などがあります。</p> <p>昆明・モンテリオール生物多様性枠組では、2030年までに陸域と海域の30%以上を保全・保護すること（30by30）が大きな目標の一つとして掲げられましたが、これを達成する手段として、法令による規制のほか、OECMの役割への期待が高まっています。</p> <p>また、日本ではOECMの取組を推進するため、民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」という名称で認証する取組を進めています。</p>
オ	オゾン	<p>窒素酸化物や炭化水素等の大気中の汚染物質が太陽光に照射されて光化学反応を起こし、二次的に生成される酸化性物質（オキシダント）の一種です。</p>

【カ行】

ガ	外来種	<p>自然分布域外に導入された種、亜種、それ以下の分類群であり、生存し、繁殖することができるあらゆる器官、配偶子、種子、卵、無性的繁殖子を含みます。導入年代のはっきりしないものについては、おおむね明治時代以降に導入されたと推定されるものを対象としています。</p> <p>日本固有の種であっても、もともといなかった地域に持ち込まれた場合も外来種であり、その地域にいる在来種に影響を与える場合があります。</p>
ガ	外来生物 （特定外来生物）	<p>外来生物法では、海外起源の外来種を外来生物と呼んでおり、このうち、特に生態系、人の生命・身体、農林水産業へ大きな被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものは、外来生物法に基づき、特定外来生物に指定されます。</p> <p>特定外来生物は、輸入、飼育、栽培、保管、運搬、販売、放野、播種、植栽などが原則禁止されています。</p>
ガ	外輪山	<p>火山活動によってできたカルデラの縁にあたる尾根の部分を行います。</p>
カ	火口原湖	<p>火口原（火山口）の一部に水がたまってできた湖を行います（全部ないし大半が湖で占められるものをカルデラ湖といいます。）。</p>
カ	かながわのナショナル・トラスト運動	<p>かながわのナショナル・トラスト運動は、イギリスで発展した運動をモデルにして、神奈川県が設置する基金と運動体となる公益財団法人かながわトラストみどり財団が連携して、都市化の著しい県内の身近なみどりを守り、育てる運動として1986（昭和61）年にスタートした取組です。</p>

【力行】（前ページからの続き）

用語		解説
カ	環境保全型農業	<p>農業の持つ物質循環機能（水や栄養分等の循環）を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の低減に配慮した持続的な農業をいいます。</p> <p>なお、有機農業は、化学肥料、農薬を使用しないなど、環境負荷をできる限り低減した農業生産の方法であることから環境保全型農業の一環として位置付けています。</p>
カ	管理捕獲	<p>増えすぎた鳥獣を適正な生息頭数とするため、第二種特定鳥獣管理計画に基づいて行う捕獲です。</p> <p>第二種特定鳥獣管理計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、都道府県が策定する計画で、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関して、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りながら、科学的で計画的に中長期的な対策を行っています。</p>
ク	クリハラリス （タイワンリス）	<p>げっ(齧)歯目リス科リス属・タイワンリス属に属し、学名は、<i>Callosciurus erythraeus</i> (<i>Callosciurus erythraeus taiwanensis</i>)。</p> <p>台湾、中国南部からマレー半島に広く分布しており、国内では外来生物法で特定外来生物に指定されています。</p> <p>本県に移入・定着した経緯については諸説ありますが、横須賀三浦地域で高密度に生息しており、分布域が北西側に拡大しつつあります。農作物被害のほか、樹皮剥ぎによる樹木の枯死、電話線がかじられるなどの生活被害などが生じています。</p> <p>クリハラリスの一亜種で、台湾に分布している種をタイワンリスといいます。</p>
ケ	溪畔林	<p>河川周辺の森林のうち、上流の狭い谷底や斜面にあるものを「溪畔林」といいます。県内では標高が高い溪畔林にはサワグルミやシオジ、フサザクラ、オオバアサガラなどが生育し、標高が低い溪畔林にはケヤキやイタヤカエデ、イロハモミジ、シデ類、ヤナギ類などが生育しています。</p> <p>下流の氾濫原（洪水時に氾濫水に覆われる土地）にあるものは「河畔林」といいます。</p>
ケ	県営林	<p>県が管理・経営する森林を県営林といいます。</p> <p>県営林には、県自らが土地を所有している森林（県有林）と、民有地に県が地上権を設定し、土地所有者に代って県が造林を行っている森林（県行造林（けんこうぞうりん））があります。</p>
コ	（森林の持つ）公益的機能	<p>森林の木材生産などのほかに持つ多面的機能をいい、渇水や洪水を緩和し、良質な水を育む水源かん養機能、山地災害の防災機能、気候緩和や騒音防止などの生活環境保全機能、レクリエーションや教育の場の提供などの保健文化機能、二酸化炭素 吸収による地球温暖化の緩和などの地球環境保全機能、多くの生物の生息・生育の場となる生物多様性保全機能などがあります。</p>

【サ行】

用語		解説
サ	栽培漁業	採苗や採卵を人為的に行い、種苗を放流して成長した個体を漁獲する漁業です。
ザ	在来生物	もともとその場所で生息・生育していた在来の生物を指します。
シ	C S R (Corporate Social Responsibility)	「企業の社会的責任」とも呼ばれており、企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方です。
シ	市街化調整区域	都市計画区域について、市街化を抑制すべき区域とされており、開発や建築が制限されている区域です。原則として、開発行為は農林漁業用など特定の場合を除き禁止されています。
シ	自然共生サイト	「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域のことです。 認定区域は、保護地域との重複を除いた部分が「OECM」として国際データベースに登録されます。北海道の広大な社有林から都心のビルのビオトープまで様々な形態があり、神奈川県においても、学校や工場、公有地などで登録に向けた取り組みが進んでいます。
シ	自然資本	人々へ便益をもたらす、再生可能及び非再生可能な天然資源(森林、土壌、水、大気、生物資源など)のことを指します。水の浄化や気候の調整をはじめとする生態系サービス等を通じて人間に健康的な生活の手段を提供し、経済活動を可能にしてくれます。
シ	植生保護柵	二ホンジカによる採食や踏みつけによる植物の衰退を防止するための柵です。 丹沢大山では、二ホンジカの採食によって植物の減少や種類の変化が生じていることから、丹沢大山自然再生計画に基づく事業の一環として、主稜線部のブナ林域を中心に、森林や草原などに動物や人が入れないように植生保護柵を設置して、自然植生の回復を図っています。
ス	水源かん養機能	森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能をいいます。 同時に、森林土壌を通過する雨水の水質を浄化する機能をいいます。
セ	生態系	自然界に存在するすべての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖など、相互に影響しあって自然界のバランスを維持しています。これらの生物に加えて、それに影響している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼びます。 互いに関連を持ちながら安定が保たれている生物界のバランスは、ひとつが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、場合によっては回復不能ほどの打撃を受けることもあります。

【サ行】（前ページからの続き）

用語		解説
セ	生物相	特定の地域に生息・生育する生物の種類組成のことです。一般的には「植物相」（特定の地域に生育する植物の種類組成）と「動物相」（特定の地域に生育する動物の種類組成）を合わせた概念をいいます。
セ	生物多様性基本法	<p>生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現すること等を目的として、2008（平成20）年5月に成立、同年6月に施行されました。</p> <p>生物多様性基本法では、生物多様性の保全と利用に関する基本原則、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間団体の責務、生物多様性国家戦略の策定、白書の作成、国が講ずべき13の基本的施策など、わが国の生物多様性施策を進める上での基本的な考え方が示されています。</p> <p>また、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務などが規定されています。</p>
セ	生物多様性条約	<p>生物多様性は人類の生存を支え、人類に様々な恵みをもたらすものです。生物に国境はなく、日本だけで生物多様性を保全しても十分ではありません。世界全体でこの問題に取り組むことが重要です。このため、1992（平成4）年5月に「生物多様性条約（生物の多様性に関する条約：Convention on Biological Diversity）」がつくられました。本条約第2条において『「生物の多様性」とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。』ことが規定されています。</p>

【タ行】

タ	タイワンリス	P83「クリハラリス」参照
タ	多自然川づくり	<p>国が定めた「多自然川づくり基本指針」では、「河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと」と定めており、例えば、自然石や木を用いて河川構造物を造作したり、コンクリート護岸の表面を土で覆って緑化する等の取組などを指します。</p>
タ	（里地里山の）多面的機能	<p>農林業の生産の場や生活の場としての機能以外に、美しい風景、多様な生物を育む空間、災害の防止、生活文化の伝承など、多くの県民に「恵み」をもたらす有益な機能をいいます。</p>
タ	（農業の有する）多面的機能	<p>農業が継続して行われることにより創り出される良好な景観の形成、防災、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、文化の伝承、情操のかん養など、農業生産活動による食料等の供給の機能以外の多面にわたる機能をいいます。</p>

【タ行】（前ページからの続き）

用語		解説
チ	地域個体群	ある地域に生息している同種の個体の集まりをいいます。 移動能力のそれほど大きくない生物は、同じ種でも地域によって遺伝的特性や生態的特性が異なることが多く、種を単位とする把握では十分でない場合があります。このような場合に用いられる概念です。
チ	地域制緑地	法令や条例に基づき土地利用に制限をかけることによって保全される緑地を指します。 例えば、特別緑地保全地区、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域、自然環境保全地域、自然公園、保安林区域、などがあります。
ト	特定外来生物	P82「外来生物」参照
ド	土砂移動（の）特性	山地で生産された土砂が、水の流れにより、運搬、堆積を繰り返し、下流に向かって海まで移動していくことを土砂移動といい、地形、地質、降雨などの条件によって変化する、土砂の移動量や速度、移動する土砂の粒径などの特性を土砂移動（の）特性といいます。
ト	都道府県広域緑地計画	「緑のマスタープラン策定に関する今後の方針（昭和56年9月建設省都市局都市計画課長通達）」に基づき、都道府県が策定主体となり、都市計画区域全域について広域的観点から策定する緑地の保全及び緑化の推進に関する計画です。市町村ごとに行われる緑の基本計画の円滑な策定のためにも、広域的視点からの緑地の配置の指針としての役割を担っています。
ト	トラスト制度	県内の優れた自然環境及び歴史的環境を保全するに当たっては、都市緑地法などの法令による保全が原則ですが、現行の法制度を補完する制度として、公益財団法人かながわトラストみどり財団や市町村などと協力し、大きく次の三形態により緑地の保全を図っています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ かながわトラストみどり基金による買入れ保全 ・ 緑地保存契約による保全 ・ 寄贈された緑地の保全

【ナ行】

ニ	二次林	伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の成長などにより成立した森林を指します。 溶岩など土壌のない地盤に森林が成立していく過程と違って、土壌が存在する場合には、初めからカンバ類やマツ類などの陽性（草原・耕地など日当たりのよい環境を好む）の樹木が成長し、長い年月をかけて、やがて、陰性（耐陰性が強く林の中など日陰の環境を好む）の樹木に置き換わり安定した森林（極相）となります。このような遷移を二次遷移と呼び、二次遷移の途中にある森林を主に二次林と呼びます。
---	-----	---

【ナ行】（前ページからの続き）

用語		解説
ネ	ネイチャーポジティブ	<p>生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを意味します。</p> <p>国連生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2030 年ミッションとしてネイチャーポジティブ（自然再興）の考え方が取り入れられました。</p> <p>ネイチャーポジティブ（自然再興）実現のためには、生態系の保全と回復のほか、気候変動対策、事業活動や消費活動による生物多様性への配慮など様々な分野で同時並行して取り組む必要があります。</p>

【ハ行】

パ	パークレンジャー	<p>丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園、県立陣馬相模湖自然公園及び東海自然歩道の自然環境の大切さについて県民と協働した諸活動を通じて普及啓発するとともに、自然環境の保全と自然公園等の適正な利用を促進することを目的として、2007（平成 19）年 9 月から自然環境保全センターに配置している職員のことです。</p>
ビ	ビオトープ	<p>本来その地域にすむ様々な野生生物が生息することができる空間のことで、ギリシャ語で「生物」を意味する「bios」と「場所」を意味する「topos」の造語です。</p> <p>主に、川や雨林などの大きなものから池や小鉢などの小さなものまで魚類や昆虫、微生物など地域固有の生態系が構築されているものを全般的にいいます。</p>
フ	富栄養化	<p>富栄養化とは、湖沼、海で植物が生育するうえで必要とする栄養物質（代表的なものとして窒素、りん）が低い濃度から次第に高い濃度に増加して、栄養物質が豊富になっていくことをいいます。</p> <p>その結果として、植物プランクトンが大量に増殖することがあり湖沼においてはアオコの発生、海においては赤潮の発生などの現象が起こり、水道水の浄水操作や魚類の窒息死などの障害が発生する場合があります。</p>
ブ	ブナハバチ	<p>ハバチ科のヒゲナガバチ亜科というグループに属す昆虫で、幼虫時代にブナの葉を摂食します。丹沢での大発生を機に同定したところ、新属新種（新しい属に属する新しい種）として発表され、<i>Fagineura crenativora</i> と命名されました。</p>

【マ行】

ミ	みどりの協定	<p>自然環境保全条例に基づき、1 ha 以上の事業所の建設、住宅団地の造成、大規模小売店舗の建設、土石の採取といった開発行為または建築行為を行う方が、自然環境の維持や回復のため、開発区域のみどりの維持や回復について、知事と協定を締結していただくものです。</p> <p>協定の締結に当たって、県と事業者で協議をし、みどりの保全を図っています。</p>
---	--------	--

【マ行】（前ページからの続き）

用語		解説
ミ	ミレニアム生態系評価	<p>国連の主唱により 2001（平成 13）年から 2005（平成 17）年にかけて行われた、地球規模での生物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用に関する科学的な総合評価の取組です。生物多様性は生態系が提供する生態系サービスの基盤であり、生態系サービスの豊かさが人間の福利に大きな関係のあることが分かりやすく示されました。</p>
モ	モニタリング	<p>継続的な調査・監視を行うこと。自然環境の保全を進める上では、科学的なデータが不可欠で、動植物やその生息環境をはじめとする様々な自然環境を長期的に監視することにより、各生態系の基礎的な環境情報を継続的に収集して蓄積することが重要になります。蓄積された情報から、生物種の増減をはじめとする様々な自然環境の変化の兆候を早期に把握し、生物多様性の保全のための対策をとることができます。</p> <p>このような、継続的な実態把握を行い、あらかじめ設定した目標に対して、目標と実際の状況（実績）を比較し、基準以上の差異が生じた場合には適時にアクションをとることを、モニタリングといいます。</p>
モ	藻場	<p>大型海藻と海草類が繁茂する沿岸の浅海域のことです。</p> <p>藻場は、コンブやワカメなど海藻の漁場としてだけでなく、魚介類の餌場や産卵・保育場として重要な役割を果たすとともに、光合成活動により水中の二酸化炭素を吸収し酸素を放出しているほか、栄養塩を吸収・固定して海の浄化に寄与しています。</p>

【ラ行】

リ	林床植生	<p>森林は様々な高さを持った植物の組み合わせによる多層構造を持っていますが、その中で低木以下の階層を構成する植生を「林床植生」といいます。</p>
レ	レッドデータブック	<p>野生生物について生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を科学的・客観的に評価し、リストアップしたものをレッドリストといいます。このリストに種の生態・生息状況や存続を脅かしている原因等の説明を加えた書籍をレッドデータブックといいます。</p> <p>レッドデータブックには、国際自然保護連合（IUCN）が作成する‘グローバル版’と、環境省が作成する‘全国版’と、各都道府県、市町村がそれぞれの地域内の生息状況等を基に評価して作成する‘地域版’が存在します。これは、対象範囲の違いによって、同じ種でも絶滅のおそれの程度が異なるためです。</p>

【ワ行】

ワ	ワンヘルス	<p>ヒトと動物、それを取り巻く環境（生態系）は、相互につながっていると包括的に捉え、人と動物の健康と環境の保全を担う関係者が緊密な協力関係を構築し、分野横断的な課題の解決のために活動していこうという考え方です。人獣共通感染症対策や薬剤耐性菌対策などでワンヘルス・アプローチが必要です。</p>
---	-------	---

かながわ生物多様性計画 2024-2030

～生きものの恵みを次の世代へ～

2024(令和6)年3月

編集・発行 神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

電 話 045(210)1111(代表)

ファクシミリ 045(210)8848

ホームページアドレス <https://www.pref.kanagawa.jp/div/0505/>

絶滅危惧 IB類



ホトケドジョウ
Lefua echigonia



カジメ
Ecklonia cava



ニホンカナヘビ
Takydromus tachydromoides

絶滅危惧 IB類



サガミジョウロウホトトギス
Tricyrtis ishiana

KANAGAWA BIODIVERSITY
2024-2030



神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課
横浜市中区日本大通1 〒231-8588

令和6年3月